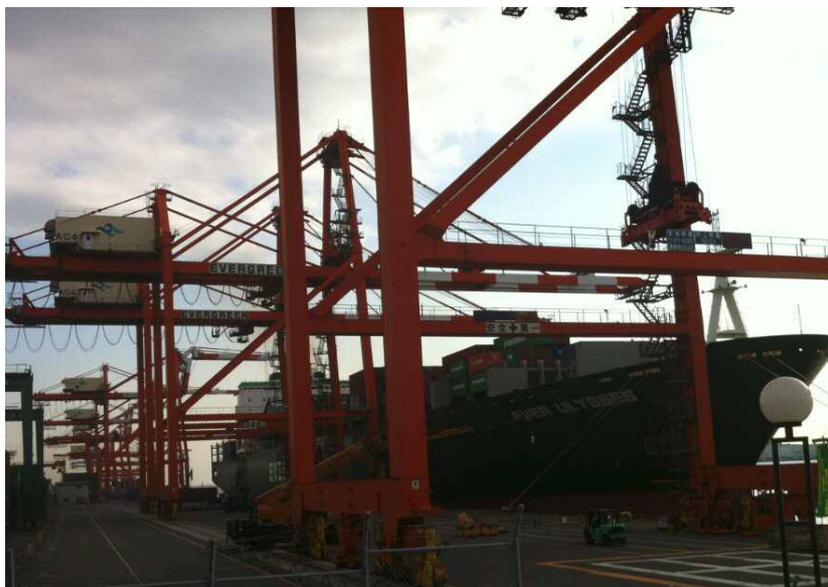


高圧ガス輸入検査の手引き(静岡県)

令和5年3月改訂版



一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2丁目3-1 (ふしみやビル4階)

TEL : 054-254-7891

FAX : 054-254-6552

E Mail : shizuoka-khk@yr.tnc.ne.jp

URL:<http://www.shizuoka-khk.or.jp/>

目次

1. はじめに	P.3
2. 高圧ガスの輸入にあたっての考え方	P.4
3. 高圧ガス輸入に関する確認事項について	
(1) 輸入するガスは高圧ガスに該当するか	P.6
(2) 輸入する高圧ガスは輸入検査を受けなければならないものに該当するか	P.6
(3) 輸入（使用）目的は何か	P.7
(4) 輸入高圧ガスは、どのような物性、性状か	P.7
(5) 輸入高圧ガスは、どのような容器（容器の製造国、規格等）で輸入されるのか また、消費後の容器へ日本国内で再充てんするのか	P.7
(6) 輸入検査までの保税場所は	P.8
(7) どのような運送方法で移動するのか	P.8
(8) 陸揚げから移動までの間の管理はどのようにするのか	P.8
4. 輸入検査申請手続き及び検査要領等について	
(1) 輸入検査の申請手続き	P.10
(2) 輸入検査要領	P.10
(3) 輸入検査時の注意事項	P.11
5. 輸入検査申請書等の作成要領について	
(1) 輸入検査申請書の作成	P.12
(2) 輸入高圧ガス明細書の記載要領	P.13
(3) 添付書類の記載要領	P.14
6. 輸入に係る高圧ガス保安法上のその他の規制について	
(1) 貯蔵	P.15
(2) 移動	P.15
(3) 販売	P.15
7. その他	
(1) 輸入高圧ガスの置場について	P.16
(2) 特殊高圧ガス等の輸入について	P.16
(3) 高圧ガスの運送について	P.17
(4) 高圧ガス保安法等高圧ガスに係る情報の収集について	P.17
8. 参考	
(1) 法令等	P.18
(2) 緩衝装置、自動車用エアバッグ発生器又は消火器に係わる輸入	P.24
(3) 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関における取扱いについて	
(4) 単位の換算等	P.41
添付資料『記入例および様式集』	
(1) 輸入検査申請書、輸入高圧ガス明細書の記入例	P.44
(2) 輸入検査申請書様式	P.46
(3) 輸入高圧ガス明細書様式	P.49
(4) 指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式	P.51

1. はじめに

この手引きは、事業者の皆様が高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づき、『高圧ガス輸入検査』を受けるに当たり、検査申請及び検査実施に関して十分ご理解をいただき、検査を円滑に行うことを目的に作成したものです。

法第22条第1項の規定により『高圧ガスを輸入した者は、高圧ガスが陸揚げされた後、都道府県知事又は指定都市（静岡市・浜松市）の区域内に在る場合は、当該陸揚地を管轄する指定都市の長の輸入検査を受け、当該高圧ガスの性状及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。』と定められております。

但し、輸入した高圧ガス及びその容器につき、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、これが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合は、移動することが可能となっております。

一般社団法人静岡県高圧ガス保安協会では、平成25年3月16日に、指定輸入検査機関として静岡県知事の指定を受け、次の高圧ガスの輸入検査業務を実施しています。

- ① 一般高圧ガス保安規則第45条の2に定める輸入検査
- ② 液化石油ガス保安規則第45条の2に定める輸入検査
- ③ 冷凍保安規則第31条の2に定める輸入検査

つきましては、静岡県内で高圧ガス及びその容器を輸入される方（法人又は個人）は、当協会宛てに輸入検査申請書を提出していただければ、当協会が輸入検査を実施し、輸入検査技術基準に適合している場合は輸入検査合格証（以下『輸入検査合格証』又は単に『合格証』という。）を発行いたします。

◎ 静岡県内で高圧ガスを陸揚げしようとする方は、一般社団法人静岡県高圧ガス保安協会に、早目に輸入検査の申請を行ってください。

なお、輸入検査の場所は、基本的に保税コンテナヤード内とし、やむを得ずヤード外となる場合であっても、静岡県内の保税敷地内としてください。

2. 高圧ガスの輸入に当たっての考え方

高圧ガスの輸入に当たっての考え方をご説明いたします。

なお、当協会では静岡県内に陸揚げする場合のみ取り扱います。静岡県以外に陸揚げする場合は、その陸揚地を管轄する都道府県に問い合わせてください。

高圧ガスの輸入は、「法」に基づいて行わなければなりません。この「法」は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、容器製造、廃棄その他の取り扱いの規制をするとともに、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保することを目的としております。

高圧ガスを輸入するに当たっては、「法」第22条に基づく輸入検査を受けるための申請手続きが必要となりますが、検査を円滑に行うためには、輸入先から必要なデータを確実に入手して申請することが重要なポイントになります。

すなわち、輸入検査技術基準では、『**輸入高圧ガスの「内容物確認試験」及び「容器の安全度試験」に合格すること。**』と定められておりますが、実際の輸入検査ではどちらの試験も輸出元からの受け入れデータ等で確認する方法が認められておりますので、高圧ガスを輸入しようとする者（以下『高圧ガス輸入者』という。）は、あらかじめ輸入高圧ガス及びその容器について、発注段階で輸入検査技術基準に適合するように、それらのデータについて輸出元と十分に調整しておくことが重要です。

なお、輸入検査は、輸出元からの受け入れデータと輸入品との照合を主体に行いますので、確認しやすいように準備しておくことが大切になります。

輸入品目の中で、保安管理面から見て一般的に危険性の高い高圧ガスは、輸入検査及び通関を速やかに終了し、できるだけ早く専門の保安管理者のいる事業所に搬入することが望ましく、輸入に当たっては保税場所での保管を必要最小限にとどめ、可能な限り速やかに移動できるよう手配、段取りすることを心掛けてください。

※ 高圧ガスの輸入に当たっての問合せ先

◎ 輸入検査手続きに関して

一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2丁目3-1（ふしみやビル4階）

TEL：054-254-7891 FAX：054-254-6552

◎ 高圧ガス保安法等に関して

静岡県 危機管理部 消防保安課 産業保安班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁別館6階）

TEL：054-221-2269 FAX:054-221-3327

静岡市消防局消防部予防課保安係

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町 10-30 静岡市消防局庁舎 5 階

TEL: 054-280-0194 FAX: 054-280-0182

◎ エアゾールの輸入に関して

一般社団法人 日本エアゾール協会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-10-4 丸石ビル2 階

TEL：03-5207-9850

◎ **ライターの輸入に関して**

一般社団法人 日本喫煙具協会
〒111-0042 東京都台東区寿3-19-5
TEL : 03-3845-6121

◎ **高圧ガスの運送に関して**

静岡県高圧ガス地域防災協議会
〒420-0031 静岡市葵区呉服町2丁目3-1 (ふしみやビル4階)
TEL : 054-254-7891 FAX : 054-254-6552

◎ **関係団体**

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 検査課
〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプライス11 階
TEL : 03-3436-6104

3. 高圧ガス輸入に関する確認事項について

高圧ガスの輸入者が、輸入検査に関して事前に確認し、準備しておかなければならない事項は次のとおりです。

(1) 輸入するガスは高圧ガスに該当するか

高圧ガスとは、『法』第2条（定義）で次のように定められており、この定義に該当していれば高圧ガスとなります。

（定義）

法 第2条 この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が1MPa以上となる圧縮ガスであって、現にその圧力が1MPa以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
- 二 常用の温度において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa 以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガス
- 三 常用の温度において圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの又は圧力が0.2MPa以上となる場合の温度が35℃以下である液化ガス
- 四 前号に定めるものを除くほか、温度35℃において圧力0MPaを越える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの

（政令で定める液化ガス）

令 第1条

- ① 液化シアン化水素
- ② 液化プロムメチル
- ③ 液化酸化エチレン

(2) 輸入する高圧ガスは輸入検査を受けなければならないものに該当するか

輸入検査に関して、『法』第22条で次のように規定されています。

（輸入検査）

法 第22条 高圧ガスの輸入をした者は、輸入した高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- 一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合
- 二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
- 三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスを輸入する場合
- 四 前二号に掲げるもののほか、公共安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして、経済産業省令で定める場合

「法」第22条第一項の但し書きに基づき、当協会が指定輸入検査機関として静岡県知事の指定を受け、高圧ガスの輸入検査を実施するものです。

また、次のものは高圧ガスですが、「法」第22条第1項第二、三及び四号の規定により、輸入に関して法の適用を除外されておりますので、輸入検査は不要です。

- ① 高圧ガスタンカーによる液化石油ガス（LPG）、液化天然ガス（LNG）等の輸入
- ② 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバー、エアサスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス
- ③ 封入ガス量が0.15m³を超える自動車用エアバッグガス発生器内の以下の高圧ガス
 - イ. 毒性を有しないガスであって経済産業大臣が定めるものが封入されたもの
 - ロ. 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造のもの
 - ハ. 再充填できない構造であるもの
 - ニ. 法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格と同等以上のもの
- ④ 消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているもの（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む）内の高圧ガス
- ⑤ エアゾール容器、ガスライター用ポンペ、簡易ガスコンロ用ポンペ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）であって、本邦若しくは外国の検査機関、当該エアゾール製品等の製造者又は当該エアゾール製品等の輸入者が試験成績書を作成したエアゾールであって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が告示に定める適用除外要件に合致していることを確認したものの。

その他、商品見本等販売の用に供さないもの、又は個人用貨物として税関が適当であると認めたもの。
- ⑥ 高圧ガスを燃料として使用する車輛に固定された容器（当該車輛の燃料の用に供する高圧ガスを充填したものに限る。）内における高圧ガス
- ⑦ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内の高圧ガス
- ⑧ 航空法第10条の規定に適合する容器内における高圧ガスを輸入する場合（航空機・船舶用の救命胴衣及び装着型エアバックを膨らませるために使用する不活性ガス（付属するものに限る。）

(3) 輸入（使用）目的は何か

輸入目的によって高圧ガスの輸入を制限されることはありませんが、国内での用途、取り扱い等に応じて他の法規制を受ける場合がありますので、それらの点についても確認しておく必要があります。

例えば、輸入高圧ガスをユーザーに販売する場合、販売所ごとに法第20条の4に規定する販売事業の届出が必要となります。

(4) 輸入高圧ガスは、どのような物性、性状か

輸入ガスの性質（可燃性、毒性、圧縮ガス、液化ガス、温度と圧力等）によっては、貯蔵及び移動時の保安上必要な措置が異なる場合がありますので、事前の確認が必要です。

(5) 輸入高圧ガスは、どのような容器（容器の製造国、規格等）で輸入されるのか

また、消費後の容器へ日本国内で再充てんするのか

輸入高圧ガスを充てんする容器は、日本、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国（イギリス）及びオーストラリア連邦における高圧ガス容器の規格（EU指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及びオーストラリア連邦の6カ国における高圧ガス容器の規格（EN規格又はISO規格を含む。）に適合するものであることを確認してください。

これらの国以外の規格で製造された容器の場合は、法第44条第4項の容器検査の基準に適合することが確認できなければなりません。

すなわち、輸入後に容器検査を受ける場合は、抜き取り容器の破壊検査等が必要であり、期間と費用が伴いますので、前述の6カ国等の規格に適合する容器で輸入される方が合理的といえます。

また、輸入した高圧ガスを消費した後は、その容器が日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器であって、法第44条第4項の容器検査を受けた容器である場合を除き、日本国内での再充てんはできませんので、この点にもご注意ください。

(6) 輸入検査までの保税場所は

輸入検査は陸揚地を管轄する都道府県ごとに行っておりますので、陸揚地が静岡県の場合のみ当協会へ申請してください。

通関までの保税場所は高圧ガスの存置が可能な場所であるか、保税場所の管理者に確認しておいて下さい。

特に、輸入高圧ガスの数量が3,000 kg（液化ガス）または300m³（圧縮ガス）以上の場合、概ね2時間以上保税上屋等に存置すると、高圧ガスの貯蔵とみなされ、許可又は届出された貯蔵所での保管が必要となります。

また、高圧ガスの安全管理面から、輸入高圧ガスを保税場所で長期間管理することは好ましくなく、陸揚げ後できる限り早く輸入検査を済ませて、荷受先へ移動することが望まれます。

従って、輸入高圧ガスは、計画段階から陸揚げ後の保税場所での保管期間を最小限にとどめるように手配をお願い致します。

(7) どのような運送方法で移動するのか

移動に関しては、法に基づく手続きはありませんが、容器により高圧ガスを移動するときは、法第23条（移動の基準）により、保安上必要な処置、積載方法及び移動方法について規定されていますので、運送業者等に対し、遵守するよう周知徹底しておいて下さい。

(8) 陸揚げから移動までの間の管理はどのようにするのか

輸入者は、輸入高圧ガス（特に可燃性、毒性の高いガス）容器からのガス漏れがないように、輸出元に、出荷時のガス漏れ点検について周知徹底を図っておいてください。

また、万が一、陸揚げ後にガス漏れ等の異常が発見された場合は、直ちに応援を求めることができるように、緊急連絡先事業所を確認しておいてください。

さらに、きわめて毒性の高い特殊高圧ガスについては、輸入者は、専門の担当者を派遣して、あらかじめガス漏れ点検を実施したうえで輸入検査に立会うよう手配してください。

4. 輸入検査申請手続き及び検査要領等について

輸入検査の手順及び実施事項の流れを示します。

輸入検査の手順	実施事項
<p style="text-align: center;">高圧ガスの陸揚げ</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">輸入検査申請</p> <p>※1部はその場で受理印を押印して返却します。 ※※申請書、添付書類に不備がありますと、受理できないことがありますのでご注意ください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">輸入検査</p> <p>※ 輸入検査申請者の立会い及び容器等の刻印、本数が確認できるように準備願います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">輸入検査合格証の発行</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">通関</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「輸入検査受検届書」提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">移動</p>	<p>(1) 陸揚げされることの確認 県内に陸揚げされることと、一定量以上を2時間以上存置する場合は法に定める「高圧ガス貯蔵所」に保管できることを確認してください。</p> <p>(2) 申請書等の提出 (次の書類を2部提出してください。)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 輸入検査申請書 (別添様式) ② 輸入高圧ガス明細書 (別添様式) ③ 充填証明書 (写し可) ④ 分析証明書 (写し可) ⑤ 容器証明書、容器成績書又は刻印の拓本 (写し可) ⑥ 船荷証券 (B/L) (写し可) ⑦ インボイス (商業送り状) 又はパッキングリスト (写し可) ⑧ 指定輸入検査機関輸入検査受検届書 (別添様式) ⑨ 手数料の振込を証する控え又は写し <p>(3) 輸入検査の実施 検査日は、原則として申請書受理日の翌日以降の指定日 (平日) とし、次の事項を確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書類等の記載内容と相違ないこと ② 容器に漏れ、破損等異常がないこと ③ 容器等の刻印、本数の確認 ④ 合格の場合、検査申請書 (正)(副) に確認印を押印 <p>(4) 輸入検査合格証の交付 検査に合格した場合は、原則として検査当日又は翌日以降「輸入検査合格証」を発行し、手交します。</p> <p>(5) 通関手続き 関税法第70条第1項の税関への証明は、「輸入検査合格証」を提示することにより行われます。</p> <p>(6) 指定輸入検査機関輸入検査受検届書の提出 原則として当日のうちに所管行政庁 (H30.4以降は静岡市消防局) へ提出します。</p> <p>(7) 移動 「輸入検査合格証」を取得することで移動 (搬出) が可能になります。</p>

次に、申請手続き及び検査要領についてご説明します。

(1) 輸入検査の申請手続き

静岡県内に陸揚げされたことを確認したのちに申請してください。

① 輸入検査申請書等は、別添様式としてください。

申請者は、代表権のある方（代表取締役）です。代表権のある方以外の方が申請する場合（例えば支店長、部長等）は、委任状が必要です。

② 高圧ガスを輸入するときは、その都度申請してください。申請はB/L毎とします。ただし、ISOコンテナの場合は同一B/Lであっても輸入ガス名が異なる場合は別申請として下さい。その他の小型容器の場合は複数の種類の高圧ガスを同一船舶又は航空機に積載して輸入する場合は、1件の申請として提出することができます。

③ 申請書には、添付書類として次の書類を添付して、2部提出してください（B/L、AWBが1本の場合）。

ア 輸入高圧ガス明細書

イ 充填証明書（写し可）

ウ 分析証明書（写し可）

エ 容器証明書、容器成績書又は刻印の拓本（写し可）

オ B/L（船荷証券）（写し可）

カ インボイス（商業送り状）又はパッキングリスト（写し可）

キ その他、当協会が必要と判断した書類等

これらの添付書類の詳細については、「5. 輸入検査申請書等の作成要領について」を参照してください。

輸入検査申請書、輸入高圧ガス明細書の記載内容が添付書類と相違なく、かつ、手数料が振込まれたことを確認し、申請書を受理いたします。

④ 輸入検査手数料の納入

輸入された高圧ガスの容積又は質量により手数料が異なります。

手数料は、原則として振込みとし、申請時に手数料の振込を証する控え又は写しを申請書に貼付してください。（現金での納付の場合は申請受理時に領収証を発行します。）

また、申請書受理後は、手数料は原則として返還いたしません。

手数料表

（平成25年4月1日現在）

高圧ガス容積又は質量	手数料
圧縮ガス 1,000 Nm ³ 以上 液化ガス 10,000 kg 以上	27,000円
圧縮ガス 300 Nm ³ 以上 1,000 Nm ³ 未満 液化ガス 3,000 kg 以上 10,000 kg 未満	21,000円
圧縮ガス 300 Nm ³ 未満 液化ガス 3,000 kg 未満	13,000円

*）液化ガスの場合は、10kgを1 Nm³として換算します。

例）液化炭酸ガス5tonを輸入した場合、

$$5\text{ton} = 5,000 \text{ kg} = 500 \text{ Nm}^3$$

従って、検査手数料は21,000 円となります。

(2) 輸入検査要領

- ① 検査日は、原則として申請書受理日の翌日以降の指定日（毎週金曜日）といたします。
- ② 内容物確認試験及び容器安全度試験については、添付書類で確認いたします。陸揚地では、申請書添付書類と容器番号等刻印との照合、容器外観検査、容器本数を確認します。
- ③ 検査実施時には、「副本」を持参し、輸入申請者又は代行者が立ち会ってください。
- ④ 検査に合格すると、検査当日又は翌日以降「輸入検査合格証」を発行します。
- ⑤ 「輸入検査申請書」に検査員の確認印が押印されており、「輸入検査合格証」を税関に提示することで移動が可能になります。
- ⑥ 輸入申請者は、合格後「指定輸入検査機関輸入検査受検届書」を速やかに所管行政庁（H30.4以降は静岡市消防局、以下同様。）に提出しなければなりません。

(3) 輸入検査時の注意事項

① 陸揚げ後、高圧ガスの種類・数量等に申請書と異なることが判明した場合

輸入検査では、輸入高圧ガス申請書等と相違ないことを確認いたしますので、もし受検前に数量等に相違があることが判明した場合は、直ちに当協会へご連絡願います。

③ 輸入高圧ガスの事前チェック

当該ガスが陸揚げされたら、漏れ等異常のないことを確認した後、輸入高圧ガス数量（容器本数等）を確認してください。もしガス漏れ等の異常が発見された場合は、直ちにガス漏れを止める等必要な処置を講じてください。そして、その旨を担当検査員に申し出てください。

なお、ガス漏れが止まらない等危険な状態の場合は、直ちに周囲に危険を知らせ、緊急連絡先事業所に応援を求めるとともに、所管行政庁及び当協会に連絡し、指示を受けてください。

③ 受験前の準備

容器の本数確認・外観検査等が、正確で容易に実施できるように準備してください。

(4) 高圧ガスの運送について

高圧ガスの運送は、高圧ガス保安法により種々の規制があります。輸入高圧ガスを運送する場合は、必ずこの法令の基準に従った方法で行ってください。

5. 輸入検査申請書等の作成要領について

(1) 輸入検査申請書の作成（一般則：様式第27 の場合）

輸入検査申請書	一般	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
名称	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は法人名 ・個人の場合は個人名 		
事務所（本社）所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は登記上の本社の所在地 ・個人の場合は住所 		
高圧ガスの種類及び数量	<ul style="list-style-type: none"> ・各ガスの名称ごとに総数量（圧縮ガスの場合は0℃, 0MPaゲージにおける容積（Nm₃）に換算, 液化ガスの場合は質量（kg））と容器の本数を記入 		
陸揚地及び陸揚年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に 例：清水港袖師第一埠頭（静岡市清水区横砂御林脇408-17） ・陸揚年月日は、船舶の入港日 		
貯蔵又は保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に 例：清水港袖師第一埠頭（静岡市清水区横砂御林脇408-17） ・法に基づき設置された高圧ガス貯蔵所に保管されていること 		

〇〇年 〇月 〇〇日

・申請書を当協会が受理した日

代表者 氏 名

- ・法人の場合は代表権を持つ者（代表取締役等）、個人の場合は本人の氏名
- ・会社名、所在地
- ・なお、代理者の場合は、委任状に基づく被委任者の氏名及び押印とし、委任状を提出すること

指定輸入検査機関

一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会 殿

(2) 輸入高圧ガス明細書の記載要領（一般則：様式第27 の2 の場合）

・輸入高圧ガス明細書は、ガスの種類ごとに作成してください。

記入欄	記載事項
製品名	・化学名（化学式名）に高圧ガスの状態を示す言葉（液化又は圧縮）を付す 例：圧縮ネオン，液化ヘリウム等
使用目的	・具体的に 例：半導体産業向け販売，自社工場で原料として使用等
高圧ガスの圧力	・充てん圧力をMPaに換算し、そのときの温度（℃）を付す。 ・圧縮ガスについては35℃に換算した圧力
高圧ガスの成分	・有効数字小数点1桁まで（単位％） ・人為的に混入した場合には数量に係らず全て記載
高圧ガスの数量	・容器1本ごとの数量（圧縮ガスは0℃、0MpaGにおける容積（単位m ³ ）を、液化ガスの場合は質量（単位kg））を記載 ・容器の本数及び総数量 なお、総数量が申請書の「高圧ガスの種類及び数量」欄の総数量と同じであること
充てん事業所	・当該高圧ガスを充てんした事業所の名称、所在地
容器の規格名	・当該容器がいずれの国のいずれの法規に基づいて製造されたか（例：アメリカDOT）
規格番号	・具体的に（例：DOT 3AA2400）
容器記号・番号	・全ての容器について、当該容器の記号・番号又は運用番号（コンテナ容器の場合）を記載（容器数が多い場合は別紙使用）
耐圧試験圧力	・原則として当該容器の耐圧試験圧力の規格値又は実施耐圧試験圧力を単位MPaで記載
最高充てん圧力	・当該容器の製造規格における最高充てん圧力をMPaで記載
内容積	・当該容器の容器証明書又は試験成績書に記された内容積（単位：l（ℓ））
容器製造所	・当該容器を製造した事業所の名称及び所在地
連絡先	・申請者が法人の場合は担当者名及び部署名称、個人の場合は本人の連絡先（所在地、電話番号）
代行手続者	・代行者がいる場合は、代行者の連絡先（氏名、所属名称、部署、電話番号等）

(3) 添付書類の記載要領

輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の記入事項を客観的に証明するために、添付書類が必要になります。申請書に下記のことを添付してください。

① 船荷証券（B/L）、荷送り状（インボイス）又はパッキングリスト（写し可）

- ア 陸揚地が確認できること
- イ 輸入届出者（購入者）が確認できること
- ウ 高圧ガス名、数量が確認できること

② 充てん証明書（写し可）

- ア 充てんガス名、数量、圧力、温度及び容器記号・番号（コンテナの場合はコンテナ番号）が記載されていること
- イ 充てん事業所が明記されており、充てんした事業所の責任者の印又はサインが確認できること
- ウ 充てん年月日が記載されていること

③ 分析証明書（写し可）

- ア 主成分の純度が記載されていること
- イ 小数点1桁以上（単位%）の不純物は全て記載されていること
- ウ 人為的に混入されたガスについては全て記載されていること
- エ 明細書に記載してある容器に充てんされたガスについて記載されていること
- オ 分析責任者の印又はサインがあること（サインがないと正式の証明書とは見做すことができませんので注意してください。）
- カ 分析年月日が記載されていること

④ 容器証明書等（写し可）

- ア 公的機関又はそれに準ずる期間が発行した容器証明書等（発行所の印、責任者のサインがあるもの）であること。ただし、使い捨て容器については、メーカー等が発行する成績書をもってこれに代えることができます。
- イ 容器の規格が確認できるものであること
- ウ 当該容器の容器記号・番号がすべて確認できるものであること
- エ 容器の安全度試験について記載されていること
- オ 容器証明書が制度上発行されない場合で、充てんガス名、容器内容積、最高充てん圧力
- カ 耐圧試験圧力及び耐圧試験年月日等必要事項が容器自身に刻印されているものについては、当該刻印の拓本をもって容器証明書に代えることができます（日本で容器検査を行った容器を輸出して、外国でガスを充てん後日本国内へ輸入する場合は、上記の項目が記載されている容器証明書）。

⑤ その他の必要な書類等について

- ア 液化ガスを輸入する場合であって、当該ガスが充てんされている容器が低温容器及び超低温容器のときは、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位kg/l、それ以外の500リットル以下の容器に充てんされているときは48℃における当該ガスの比重、500リットルを超える容器の時は55℃における比重が確認できる書類を提出してください。
- イ 輸入されるガスの物性データ（SDS等）を提出してください。
- ウ 容器の規格を提出してください。

⑥ その他の注意事項

- ア 添付書類には見出しを付けてください。

イ 添付書類のうち「輸入検査申請書」「輸入高圧ガス明細書」に記載した事項、数値等にはマーキングをしてください。

ウ 字のにじみ、つぶれ等判読不能なものは事前に確認しておいてください。

エ 証明書、容器の規格、物性等難解と思われる部分については、内容が確認できるものを提示してください。

6. 輸入に係る高圧ガス保安法上のその他の規制について

高圧ガスの輸入にあたっては、輸入検査以外にも保安上遵守すべき事項として、主に次の3点があげられます。

これらの手続き等に関しては、所管行政庁が所管しておりますので、詳細については「静岡市消防局消防部予防課保安係」（4ページ参照）」にお問い合わせください。

(1) 貯蔵

高圧ガスの貯蔵については、法第15条、16条、17条の2に定められています。

陸揚げされた高圧ガスは、輸入検査に合格するまでは当該陸揚地から移動することはできません。陸揚地内で、一定量以上の高圧ガスを概ね2時間以上貯蔵する場合は、許可または届出がされている適法な高圧ガス貯蔵所に貯蔵しなければなりません。

また、輸入検査もこの適法な高圧ガス貯蔵所でのみ実施します。違法な貯蔵状態での輸入検査は行いませんのでご注意ください。

(2) 移動

高圧ガスの移動については、法第23条に定められています。

高圧ガスを移動するには、その容器について保安上必要な措置を講ずること、並びに車輛により移動するには、その積載方法及び移動方法について法で定める技術上の基準に従わなければなりません。

また、高圧ガスの種類により、携行する保護具、資材等が異なり、注意事項を記載した書面（通称「イエローカード」）が必要になる場合があります。

(3) 販売

高圧ガスの販売については、法第20条の4～7に定められています。

輸入後、国内で当該高圧ガスを販売する場合は、原則として販売事業の届出が必要ですから、あらかじめ所轄している所管行政庁に『高圧ガス販売事業届書』を提出してください。

7. その他

(1) 輸入高圧ガスの置場について

高圧ガスを貯蔵する場合、「高圧ガス保安法」により、貯蔵場所が制限されています。輸入高圧ガスを置く場合は、必ず次の基準に適合するように貯蔵してください。

貯蔵量	基準
液化ガス3000kg以上 圧縮ガス300m ³ 以上※	高圧ガスの種類、容積に応じてあらかじめ県の許可をとった「第一種貯蔵所」あるいは、あらかじめ県に届け出た「第二種貯蔵所」においてしなければなりません。（※※） (2ヶ所以上に分けて置く場合でも、22.5m以内にある場合、または一つの構築物内にあるときは合算となります。)
液化ガス3000kg未満 圧縮ガス300m ³ 未満	<p>全てのガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器は40℃以上となる場所に置かない。 (夏、直射日光の当たるところに置かない) ・容器には、転落転倒を防止する措置をし、粗暴な取り扱いをしない。 (容器が倒れないようにロープがけ等を行い、バルブにキャップをかぶせる。) ・液化ガス容器は立てて置く。 ・容器置場の周囲2m以内には、火気または引火性、発火性のものがないこと。
	<p>可燃性及び毒性ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器は通風の良いところに置く。 (一般の倉庫内には置けません。) ・可燃性ガス、毒性ガス、酸素ガスは、それぞれ区分して置く。 ・特殊高圧ガスの容器置場には、除害の措置を講ずること。

※(1) 貯蔵量 (m³) は、0℃、0MPaに換算した量

(2) 圧縮ガスと液化ガスの両方がある場合は、液化ガス1kgを1m³として換算する。

※※〈第一種貯蔵所〉

① ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）を3,000m³以上貯蔵するとき

② 第一種ガス以外のガスを1,000m³以上貯蔵するとき

〈第二種貯蔵所〉

容積300m³以上の高圧ガスを貯蔵するとき（上記①②は除く。）

(2) 特殊高圧ガス等の輸入について

特殊高圧ガス、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素及び四フッ化ケイ素（以下「特殊高圧ガス等」という）の充てん量は、次のとおりです。なお、最大充てん量は、充てんする容器の内容積1リットルあたりの特殊高圧ガス等の最大質量（キログラム）で示すものです。

ガス名	G' = 最大充てん量 (kg/瓶)
	G' = C' x V' (容器内容積) C'値
・特殊高圧ガス	
アルシン	0.416
ジシラン	0.401
ジボラン	0.0699
セレン化水素	0.244
ホスフィン	0.207
モノゲルマン	0.0877
モノシラン	0.257
・三フッ化窒素	0.520
・三フッ化ホウ素	0.515
・四フッ化ケイ素	0.781

ガス名	最高充てん圧力 (MPa)
混合ガス	温度35℃において14.7MPa以下であって、 かつ、102.5℃において19.6MPa以下

注1) この充てん量は102.5℃で作動する溶栓が装着された最高充てん圧力14.7MPaの容器に充てんする場合の最大充てん量を示したものです。当該容器以外の容器に充てんする場合には、これらの最高充てん圧力を勘案の上、最大充てん量を決定してください。

注2) 混合ガスの充てんに当たっては、表に規定する最高充てん圧力の範囲内であって、成分が液化しないようにしてください。

(3) 高圧ガスの運送について

高圧ガスの運送は、高圧ガス保安法により種々の規制があります。輸入高圧ガスを運送する場合は、必ずこの法令の移動の基準に従った方法で行ってください。

なお、高圧ガスの運送関係の法令講習等は、静岡県高圧ガス地域防災協議会で実施しておりますので、お問合せください。

(4) 高圧ガス保安法等高圧ガスに係る情報の収集について

高圧ガス輸入検査関係をはじめ、関係する法改正の最新情報を、より速く収集して、的確に対応することは重要なことです。

弊協会の主要な事業の一つとして『法改正の動向、保安技術情報の開示といった、会員事業所へのサービスの提供』があります。これらのサービスをご利用いただくために、弊協会の会員に加入していただくことをお勧めします。

8. 参考

(1) 法令等

1) 高圧ガス保安法(抜粋) (最終改正：平成26年6月18日法律第72号)

(輸入)

第二十二條 高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、所管行政庁が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を所管行政庁に届け出た場合
 - 二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
 - 三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
 - 四 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合
- 2 協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を所管行政庁に報告しなければならない。
 - 3 所管行政庁は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 第1項の所管行政庁、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査の方法は、経済産業省令で定める。

2) 一般高圧ガス保安規則(抜粋) (改正：平成29年11月15日経済産業省令第83号)

(輸入検査の申請等)

第四十五條 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第二十七の輸入検査申請書に様式第二十七の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、高圧ガスの陸揚地を管轄する所管行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の輸入高圧ガス明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 高圧ガスの圧力及び成分並びに製造をした事業所の名称及び所在地
 - 二 容器の種類並びに製造所の名称及び所在地
- 3 所管行政庁は、輸入をした高圧ガス及びその容器が第四十五條の三の基準に適合していると認めるときは、様式第二十八の輸入検査合格証を交付するものとする。

(高圧ガス保安法及び関係政省令の運用と解釈について) (内規)

(一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 抜粋 第45条関係)

(改正20170718保局第1号平成29年7月25日)

1. 第2項の輸入高圧ガス明細書の記載要領は次の例による。

記載要領

- ① 「使用目的」は、半導体産業向けの販売、自社工場で原料として使用等具体的に記入する。
- ② ただし、圧縮ガスについては、35℃の圧力を記入する。

- ③ 「高圧ガスの成分」は小数点1桁まで記入し、また、人為的に混合した場合は全て記入する。
 - ④ 「高圧ガスの数量」は液化ガスにあつては質量（単位kg）、圧縮ガスにあつては、0℃、0Paにおける容積（単位m³）を1本ごとに（同じ場合は0m³ X △本）記入する。
 - ④ 「充てん事業所」は、最後に当該高圧ガスの充てんをおこなった事業所の名称及び所在地を記入する。
 - ⑤ 「容器規格」は、当該容器の規格をを記入する。
 - ⑥ 「容器番号」は、当該容器の番号を全て記入する。
 - ⑧ 「内容積」は、当該容器の内容積をできるだけ正確に記入する。
2. 様式27の2に添付する「高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項について、その内容を証明する書面書類」とは次のもの等をいう。
- ① 充てん証明書
 - ・充てんガス名、数量、圧力及び容器番号が記載されていること。
 - ・充てん事業所名が明記され、事業所の責任者の印又はサインがあること。
 - ② 容器の成績書、容器証明書又は刻印の拓本
 - ・輸入高圧ガス明細書の容器の種類各欄に掲げる内容が確認できるものであること。
 - ③ B/L（船荷証券）、インボイス（商業送り状）又はパッキングリスト（梱包明細書）の写し
 - ・輸入者が確認できるものであること。
 - ・高圧ガス名、数量が確認できるものであること。

（輸入高圧ガスに係る技術上の基準）

第四十五条の三 法第二十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験が行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格することとする。

（高圧ガス保安法及び関係政省令の運用と解釈に「ついて」（内規）

(2)一般高圧ガス保安規則の運用と解釈について（抜粋）第45の3条関係
（改正201702718保局第1号平成29年7月25日）

第45条の3関係

エアバックガス発生器製造業者が事前に本基準について特別認可を受けた自動車用エアバックガス発生器内の高圧ガスを自動車販売業者等が輸入する場合、当該特別認可の写し及び当該輸入高圧ガスの内容物と容器の仕様の概要を記載した書面を添付したものにあっては、本条に規定する高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験に合格したものとみなす。

「内容物確認試験」とは、内容物を採取して定性分析等又は充填所若しくは検査機関の発行した充填証明書等により告示で定める内容物確認試験について確認することをいう。

高圧ガス保安法施行令（抜粋）

（適用除外）

第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める設備は、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備とする。

2 法第三条第一項第六号の政令で定める電気工作物は、発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断器であつて、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するものとする。

- 3 法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。
- 一 圧縮装置（空気分離装置に用いられているものを除く。次号において同じ。）内における圧縮空気であって、温度三十五度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）五メガパスカル以下のもの
 - 二 経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（次条の表第一の項上欄に規定する第一種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であって、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもの
 - 三 冷凍能力（法第五条第三項の経済産業省令で定める基準に従って算定した一日の冷凍能力をいう。以下同じ。）が三トン未満の冷凍設備内における高圧ガス
 - 四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン（不活性のものに限る。）
 - 五 液化プロピレンの製造のための設備外における当該ガス
 - 六 オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）
 - 七 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充てん機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであって、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの
 - 八 内容積一リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度三十五度において圧力〇・八メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）である場合にあっては、二・一メガパスカル）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの
 - 九 第一項に規定する設備内における高圧ガスであって、当該設備内のガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。）が〇・一五立方メートル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの（第一号から第四号まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。）

(3) 一般高圧ガス保安規則（抜粋）（改正：平成28年11月1日経済産業省令105号）

(検査を要しない輸入高圧ガス)

- 第四十六条 法第二十二条第一項第三号の経済産業省令で定める緩衝装置は不活性ガス又は空気を封入したものであって、その作動時における内部のガスの圧力が設計圧力（当該装置を使用することができる最高の圧力をいう。）を超えない構造であり、かつ、再充てんできない構造であるものとする。
- 2 法第二十二条第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
- 一 次に掲げる基準に適合する自動車用エアバッグ発生器内における高圧ガスを輸入する場合
 - イ 毒性ガス以外のガスであって経済産業大臣が定めるものが封入してあること。
 - ロ 作動時におけるガスの圧力が設計値を超えない構造であること。
 - ハ 再充てんできない構造であること。
 - 二 自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスを輸入する場合
 - 三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充てんするためのものに限る。）内における高圧ガスを輸入する場合
 - 四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合
 - 五 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器内における高圧ガス（一般高圧ガス本規則の運用及び解釈について 抜粋 第46条関係）
- 第1項及び第2項ロ中「作動時における内部ガスの圧力が設計値（当該装置を使用することが出来る最高圧力として設計された圧力をいう。）を超えない構造」には次のものが含まれる。

- (1) 規則第6条第1項第19号に規定する安全装置が取り付けられているもの
- (2) ピストン式のものであって、ピストンの可動範囲が機械的に限られている等、高圧ガスが封入されている部位の内容積が一定以上小さくならない構造であるもの。
- 第2項第1号イ中の「空気」には、不活性ガスと酸素を混合したガスであって、空気と類似した性質をゆうするものを含む。

(輸入検査の方法)

第四十七条 法第二十二条第四項の経済産業省令で定める輸入検査の方法は、上欄に掲げる検査項目に応じ、同表の下欄に掲げる方法とする。

検査項目	輸入検査の方法
1 第四十五条の三に規定する高圧ガスに関する内容物確認試験	1 輸入した高圧ガスの圧力、成分等を、分析、記録等により検査する
2 第四十五条の三に規定する容器の安全度試験	2 輸入した高圧ガスの容器の安全度を、法四十四条第一項の容器検査の方法、記録等により検査する。

(一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 抜粋 第47条関係)

エアバッグガス発生器製造業者が事前に本基準について特別認可を受けた自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス販売業者等が輸入する場合、当該高圧ガスに係る特別認可の写し及び当該輸入高圧ガスの内容物と容器の仕様の概要を記載した書面を添付したものにあっては、本条に規定する高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験に合格したものとみなす。

「内容物確認試験」とは、内容物を採取しての定性分析等又は充てん所若しくは検査機関の発行した充てん証明書等により告示で定める内容物確認試験の事項について確認することをいう。

3) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

(改正：平成26年9月17日告示第189号)

(輸入高圧ガスに関する内容物確認試験等の基準)

第十二条の十六 液化石油ガス保安規則第四十五条の三、一般高圧ガス保安規則第四十五条の三及び冷凍保安規則第三十一条の三の経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験は、次に掲げるものとする。

一 高圧ガスに関する内容物確認試験

イ 高圧ガスは、次に掲げるガスでないことを確認すること。

(イ) 可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。以下この号において同じ。）中の酸素の容量が全容量の四パーセント以上のもの

(ロ) 酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の四パーセント以上のもの

(ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の二パーセント以上のもの

(ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の二パーセント以上のもの

ロ 内容物が輸入高圧ガス検査申請書に記載された内容と同一であることを確認すること。

ハ 圧縮ガス（アセチレンを除く。）にあってはそのガスの圧力が充てんされた容器の刻印等において示された耐圧試験圧力の五分の三（再充てん禁止容器にあっては、五分の四）以下の圧力であり、液化ガスにあってはその質量が容器保安規則第二十二条の規定により計算した質量以下のものであることを確認すること。

- ニ 可燃性ガス及び毒性ガスにあつては、再充てん禁止容器に充てんされていないことを確認すること。
- ホ アセチレンにあつては、アセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させた多孔質物を詰めてある容器に充てんされ、かつ、温度十五度においてその圧力が一・五メガパスカル以下のものであることを確認すること。
- ヘ シアン化水素にあつては、純度九十八パーセント以上のものに、安定剤を添加したものであることを確認すること。
- ト 酸化エチレンにあつては、その充てんされた容器に、温度四十五度において当該容器の内部のガスの圧力が〇・四メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスが充てんされていることを確認すること。
- チ エアゾールにあつては、次に掲げる基準に適合することを確認すること。
- (イ) エアゾール（殺虫剤の用に供するものを除く。）には、毒性ガスが使用されていないこと。
 - (ロ) 人体に使用するエアゾール（第十一条に掲げるものを除く。）の噴射剤である高压ガスは、可燃性ガス（第十一条の二に掲げるものを除く。）でないこと。
 - (ハ) 次に掲げる基準に適合する容器に充てんされていること。
 - ① 内容積が百立方センチメートルを超える容器は、その材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。
 - ② 金属製の容器にあつては、内容物による腐食を防止するための措置を講じたものであり、ガラス製の容器にあつては合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであること。
 - ③ 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しないものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しないものにあつては、この限りでない。
 - ④ エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものであること。
 - ⑤ 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤である高压ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであること。
 - ⑥ 温水試験槽でエアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。
 - ⑦ 容器の外面には、エアゾールを製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱い時に注意すべき事項（使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに注意すべき事項を含む。）が明示されていること。
 - (ニ) 温度三十五度において容器の内圧が〇・八メガパスカル以下であり、かつ、エアゾールの容量が容器の内容積の九十パーセント以下であること。

二 容器に関する安全度試験

法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること。

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について 抜粋 第12条の16関係）

第2号中「これと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格（EU指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が採用する高圧ガス容器のEN規格又はISO規格を含む。）に適合するものであることをいう。

※ 再充てん禁止容器については、その規格に基づく耐圧試験又は破裂試験の成績書を添付してください。

(容器保安規則の運用及び解釈について 抜粋 第 22 条関係)

特殊高压ガス、三ふっ化窒素、三ふっ化ホウ素及び四ふっ化ケイ素（以下「特殊高压ガス等」という。）の充てん量は、次の通りとする。なお、最大充てん量は、充てんする容器の内容積1リットルあたりの特殊高压ガス等の最大質量（キログラム）で示すものである。

ガス名	G' = 最大充てん量 (kg/L)
特殊高压ガス	G'
アルシン	0.416
ジシラン	0.401
ジボラン	0.0699
セレン化水素	0.244
ホスフィン	0.207
モノゲルマン	0.0877
モノシラン	0.257
三ふっ化窒素	0.520
三ふっ化ホウ素	0.515
四ふっ化ケイ素	0.781

最大充てん量 (kg/L) = C'値 (上記表参照) x V' (容器の内容積)

ガス名	最大充てん圧力 (MPa・G)
混合ガス	温度35℃において14.7MPa以下であって、かつ、102.5℃において19.6MPa以下

- 注1) この充てん量は、102.5℃で作動する溶栓が装着された最高充てん圧力14.7MPa の容器に充てんする場合の最大充てん量を示したものである。当該容器以外の容器に充てんする場合にあっては、これらの最高充てん圧力を勘案の上、最大充てん量を決定すること。
- 2) 特殊高压ガス等を輸入しようとする場合、最大充てん量を超えた流通実績のあるものについてはこの限りではない。ただし、この場合においては、下記の『輸入における移動時等の注意事項』を遵守すること。
- 3) 混合ガスの充てんにあたっては、表に規定する最大充てん圧力の範囲内であって、成分が液化しないようにすること。

『輸入における移動時等の注意事項』

輸入した特殊高压ガス等を当該ガスの陸揚地から当該ガスを規定の充てん量以下の量とするための事業所（特殊高压ガス等に係わる高压ガス製造事業所に限る。）までの移動にあっては、以下の規定によるものとする。

- ① 積みめ時、到着時ごとに漏洩のないことを適切な漏洩検知器等で確認すること。また、運行途中においても、適宜同様な措置を行うこと。
- ② 載量の多少にかかわらず、2名の移動監視者を乗務させること。この場合、その両者は当該ガスの諸性質及び保安防災面での取扱い方法を熟知した者であること。
- ③ 一般高压ガス保安規則第50条第10号に規定する車両により行い、かつ、当該ガス以外の容器は積載しないこと。

- ④ あらかじめ定めた経路のみを移動し、食事その他やむを得ない場合を除き、他所への立寄りはないこと。

**(3) 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係わる輸入の通関の際における取扱いについて（通達）
（改正 20161025商局第6号 平成28年11月1日）**

1. 高圧ガス保安法適用除外となる輸入検査の範囲

- 1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）では、高圧ガスが封入されていない容器、機器類の輸入については、輸入に際して法の適用をうけることはない。

高圧ガスの定義は法第2条のとおりであり、圧縮ガスの場合であれば1メガパスカル未満である圧縮ガスは高圧ガスではない。

法第3条第8号の規定により災害の発生の恐れのない高圧ガスとして、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）に定められたものは法の適用除外となる。

具体的には、ガス量が0.15立方メートル以下のもののうち、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通産産業省告示第139号。以下「政令関係告示」という。）

第4条の2項第2号に規定するエアバッグ内の高圧ガスである。当該高圧ガスを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、自ら、政令関係告示の規定（以下「高圧ガス適用除外要件」という。）に合致していることを確認しなければならない。なお、エアバッグとは、自動車用、着衣型エアバッグ、救命胴衣、電動いす等に装着して使用するエアバッグ等をいう。

- 2) エアバッグガス発生器に係る高圧法適用除外要件は以下のとおりである。

（なお、2.②に規定する自動車用エアバッグ発生装置内の高圧ガスは除く。）

① 内容積が100ミリリットルを超える場合

(イ) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第291号。以下「製造細目告示」という。）第12条の16第1号イに適合する高圧ガスであって毒性を有しないものが封入してあること。

(ロ) 作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

(ハ) 法第44条第4項の容器検査における容器の規格又は同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

② 内容積が100ミリリットル以下の場合、製造細目告示第12条の16台1号イに適合する高圧ガスであって毒性ガス以外のものが封入してあること。

2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲

- (1) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）

第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器内の高圧ガスについては、第22条に基づく輸入検査を要しない。この際、下記の①～③については、輸入者が自ら一般則第46条第1項又は第2項の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したものであること。

① 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス（以下「緩衝装置」という。）

② 封入ガス量が0.15立方メートルを超える自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス（以下「自動車用大型エアバッグガス発生器」という。）

③ 消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているもの（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）に限る。）内の高圧ガス（以下「消火器」という。）

④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「相互承認水素自動車燃料容器」とい

う。)内の高圧ガス。

- ⑤ 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内の高圧ガス。

なお、一般則第46条第2項第5号に該当する航空法容器は、航空機用消火器等であり、装備品、交換品として航空機又はその部品に搭載されるためのものである。

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項の航空機内における高圧ガスについては、法第3条第5号により同法の適用を受けない。

また、航空機用の救命胴衣は、1.のとおり高圧ガス保安法の適用除外となるエアバッグに該当するため、一般則第46条第2項第5号の対象ではない。

- (2) 上記(1)①～⑤の高圧ガスのうち、商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供さないもの又は個人用貨物」という。）。

3. 通関の際の取扱い

税関においては、上記の高圧ガスが輸入される場合は、輸入者が提出した確認証明書の「判定」欄に「不適合」である項目がないことを確認した上、通関を認めます。

なお、椅子等の製品に組み込まれている緩衝装置が輸入される場合は、現に適用除外の要件に適合しているものと考えられ、また、確認証明書の作成は事実上困難であると考えられるので確認証明書の提出は不要です。

(3) 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関における取扱いについて

(令和元年6月14日 20190606商局第11号)

1) 適用除外品としてみなす貨物の範囲

エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充てんされている高圧ガスを輸入しようとする場合は、以下の要件に合致しているエアゾール製品等であれば高圧ガス保安法の適用を除外されます。

- ① 本邦若しくは外国の検査機関、当該エアゾール製品等の（以下「エアゾール製品等」という。）の製造者（当該者の検査員を含む。）又は当該エアゾール製品等の製造者（当該検査員を含む。）又は、輸入者が、次表の区分により様式第1（平成9.3.27 立局第2号通知）～3の試験成績書を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が告示に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの
- ② 商品見本等販売の用に供さないもの又は個人用貨物として税関が認めたもの

試験成績書の様式

内容積 30cm ³ 以下の容器に充てんされた液化ガス	様式第 1 (平成 9.3.27 立局第 2 号通知)
フルオロカーボン 12, 134a、	様式第 2 (平成 9.3.27 立局第 2 号通知)
エアゾール容器等	様式第 3 (平成 9.3.27 立局第 2 号通知)

2) 通関の際の取扱い

税関においては、上記のエアゾール製品等の通関に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書が添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通関を認めます。

また、税関において当該エアゾール製品等の輸入許可を行う場合には、成績書が提出された旨を確認する税関の印を押捺し、輸入者に交付します。

3) 輸入者等の事務

成績書の作成に際しては、検査を行った者（検査を行った輸入者を含む。）が別紙1の「試験結果等の記入方法」に従って試験結果等を記入した後、輸入者が別紙2の「試験結果の判定基準」に従って、政令第2条第3項第8号及び告示第4条の各号の基準に適合していることを確認した上で「輸入者確認欄」を記入してください。

なお、成績書中の「可燃性ガス」及び「毒性ガス」の定義は別紙3によることとします。

(参考様式第1)

(平成26.12.22 20141217商局第1号)

緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目		適用除外要件	判定
用途		圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用	
ガス名		不活性ガス又は圧縮空気	
圧力制御方法		設計圧力を超えない構造	
設計圧力での安全性確認			
再充填構造		再充填できない構造	
本品は上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく、一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第1項に定められた基準に適合していることを確認致します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) 「判定」の欄は、適用除外の要件に適合しているときは、「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入するガス発生器の概要	適用除外要件	判定
充填ガス名		(イ)可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。）中の酸素の容量が全容量の4%未満。 (ロ)酸素中の可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。）の容量が全容量の4%未満。 (ハ)アセチレン、エチレン及び水素中の酸素の容量が全容量の2%未満。 (ニ)酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2%未満。 (ホ)一般高圧ガス保安規則第2条第二項に規定される毒性ガスではない。	
充填圧力		作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造	
容器の設計圧力（破裂板の破裂圧力）			
作動圧力			
再充填構造		再充填できない構造	
容器の基準と同等の規格		自動車用エアバッグガス発生器に係わる米国 DOT 基準、EN 規格又は ISO 規格に適合していること。	
<p>本品は上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第1号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称) ㊞</p> <p>(同住所、電話番号)</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) ①「判定」の欄は、適用除外の要件に適合しているときは、「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

②充填ガス名の適用除外要件は(イ)~(ホ)をすべて満たすこと。

③自動車用エアバッグガス発生器に係わる米国 DOT 基準、EN 規格又は ISO 規格に適合していることが確認された場合は、充填圧力、容器の設計圧力及び作動圧力については適用除外要件に適合しているものと判定して差し支えない。

自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入する消火器の概要	適用除外要件	判定
用途		自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器（自動車に設置されている消火器及び当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）	
充填ガス名		不活性ガス	
<p>本品は上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく、一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第2号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称) ㊞</p> <p>(同住所、電話番号)</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) 「判定」の欄は、適用除外の要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

(様式第 1)

(令和 1.6.14 商局第11号通知)

試験成績書 (告示第 4 条第 1 号に係わるもの)

商品名		原産地	
販売時の商品名		製造業者名	
用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm	(銅板の長さと同じ) 高さ cm	

試験項目	記号	試験結果	判定
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力 MPa	
容器の内容積	B	cm ³	
高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	有・無	

検査証明欄

試験の結果、上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸入者確認欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 項第 3 項第 8 条及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年 3 月通商産業省令告示第 139 号）第 4 条第 1 号に定められた基準に合致していることを確認致します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

(同住所、電話番号)

税関印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第 2)

(令和 1.6.14 商局第11号通知)

試験成績書 (告示第 4 条第 2 号に係わるもの)

商品名		原産地	
販売時の商品名		製造業者名	
用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm	(銅板の長さと同じ) 高さ cm	

試験項目		記号	試験結果	判定	
高圧ガスの種類		A	フルオロオレフィン 1234yf、 フルオロカーボン 134a、フル オロカーボン 404A、その他		
容 器	内容積	B	cm ³		
	材料	C	銅、軽金属、その他		
耐 圧 能 力	フルオロオレ フィン 1234yf	1.8MPa の圧力による容器の変形	D	有・無	
		2.2MPa の圧力による容器の破裂	E	有・無	
	フルオロカーボ ン 134a	1.9MPa の圧力による容器の変形	F	有・無	
		2.3MPa の圧力による容器の破裂	G	有・無	
	フルオロカーボ ン 404A	3.4MPa の圧力による容器の変形	H	有・無	
		4.0MPa の圧力による容器の破裂	I	有・無	
容器内容積/充てん質量		J	cm ³ /100g		

検査証明欄

試験の結果、上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸入者確認欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 項第 3 項第 8 条及び平成 9 年 3 月通商産業省令告示第 139 号高圧ガス保安施行令関係告示第 4 条第 2 号に定められた基準に合致していることを確認致します。

なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第 4 条第 2 号又）については、通関後速やかに表示します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

(同住所、電話番号)

税関印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第 3)

(令和 1.6.14 商局第11号通知)

試験成績書 (告示第 4 条第 3 号に係るもの)

商品名		原産地	
販売時の商品名		製造業者名	
用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm	(銅板の長さと同じ) 高さ cm	

試験項目		記号	試験結果	判定
容器	内容積	A	cm ³	
	材料	B	銅、軽金属、その他	
	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	有・無	
35℃における蒸気圧又は容器内圧		D	ゲージ圧力 MPa	
耐圧能力	50℃における容器内圧	E	ゲージ圧力 MPa	
	50℃における容器内圧の 1.5 倍又は 1.3MPa における容器の変形	F	有・無	
	50℃における容器内圧の 1.8 倍又は 1.5MPa における容器の破壊	G	有・無	
高圧ガスの種類		H		
可毒性	毒性ガスの有無	I	有・無	
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	可燃性ガス以外のガス・LP ガス・DME・その他可燃性ガス	
充填率	エアゾール	35℃の内容物の体積/容器内容積	K	%
	エアゾール以外	液化ガスの充てん質量 (LP ガスの場合温度 15℃の場合における比重)	L	g ()
48℃における容器からのガス漏れ		M	有・無	

検査証明欄

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸入者確認欄

本製品中のガス (エアゾール製品等) については、高圧ガス保安法施行令 (平成 9 年政令第 20 号) 第 2 項第 3 項第 8 条及び高圧ガス保安法施行令関係告示 (平成 9 年 3 月通商産業省令告示第 139 号) 第 4 条第 3 号に定められた基準に合致していることを確認致します。なお、上記告示に定められた表示すべき事項 (告示第 4 条第 3 号チ、リ及びブル) については、通関後、速やかに表示します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

(同住所、電話番号)

税関印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙 1)

試験結果等の記入方法

1. 告示第 1 号に係るもの

(1)「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

- ①「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。
- ②「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。
- ③「用途」の欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「ガスライター」、「医薬品（ぜんそく薬）」）等を記入する。

(2)「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

- ①「A」欄には、検体を 35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第 1 位まで測定し、記入する。
ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が単一の液化ガス（LP ガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同じ。）の場合には、35℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。
- ②「B」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数第 1 位まで測定し、記入する。
- ③「C」欄には、内容物に含まれている高圧ガス（例えば、「LP ガス」等）を全て記入する。また、フルオロカーボン 11、フルオロカーボン 113、ハロン 2402 は高圧ガスには該当しないが、これらが含まれている場合も「C」欄に記入する。（例えば、「フルオロカーボン 12/11」等）
- ④「D」欄には、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号。以下単に「容器保安規則」という。）第 2 条第 30 号に規定する毒性ガスの有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。

(3)判定欄には、別紙 2 試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

(4)検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。

- ①「試験実施年月日」欄には、当該試験成績書記入年月日を記入する。
- ②「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った検査実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名および氏名をを記入する。

2. 告示第 4 条第 2 号に係わるもの

(1)「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

- ①「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。
- ②「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。
- ③「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「冷媒ガス」等）を記入する。

(2)「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項を注意のうえ記入すること。

- ①「A」欄には、内容物に含まれている高圧ガスを確認し、該当するものを○で囲む。
- ②「B」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数点第 1 位まで測定し、記入する。
- ③「C」欄には、該当する材料を○で囲む。
- ④「D」欄には、容器を 1.8MPa の水圧下に 30 秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑤「E」欄には、容器を 2.2MPa の水圧下に 5 秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

- ⑥「F」欄には、容器を 1.9MPa の水圧下に 30 秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑦「G」欄には、容器を 2.3MPa の水圧下に 5 秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑧「H」欄には、容器を 3.4MPa の水圧下に 30 秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑨「I」欄には、容器を 4.0MPa の水圧下に 5 秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑩「J」欄には、充填内容質量 100g あたりの容器内容積を計算し、少数第 1 位まで記入する。
- (3)判定欄には、別紙 2 試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。
- (4)検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。
- ①「試験実施年月日」欄には、当該試験成績書記入年月日を記入する。
 - ②「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った検査実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名および氏名を記入する。
- ### 3. 告示第 4 条第 3 号に係わるもの
- (1)「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。
- ①「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。
 - ②「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。
 - ③「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスライター充填用」等）を記入する。
- (2)「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項を注意のうえ記入すること。
- ①「A」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数第 1 位まで測定し、記入する。
 - ②「B」欄には、該当する材料を○で囲む。
 - ③「C」欄には、二重構造容器の場合にあっては、噴射剤を当該容器から容易に排出できる機構の有無を確認し、該当するものに○で囲む。二重構造容器以外の場合にあっては、「C」欄には記入しない。
 - ④「D」欄には、検体を 35℃としたときの容器内圧ゲージ圧力を小数第 2 位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガスの場合又は二重構造容器に充填されたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、35℃における当該ガスのゲージ圧を小数第 2 位まで記入する。
 - ⑤「E」欄には、検体を 50℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第 2 位まで記入する。
 - ⑥「F」欄には、容器を該当する水圧下に 30 秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑦「G」欄には、容器を該当する水圧下に 5 秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
 - ⑧「H」欄には、内容物に含まれている高圧ガス（例えば「フルオロカーボン 134a」、「LP ガス」、「DME」、「クロルメチル」、「炭酸ガス」等）を全て記入する。
 - ⑨「I」欄には、容器保安規則第 2 条第 30 号に規定する毒性ガスの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。
 - ⑩「J」欄には、人体に使用するエアゾール（例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの）の噴射剤である高圧ガスに容器保安規則第 2 条第 29 号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示第 291 号）第 11 条の 2 に規定するものを除く。）を使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。
 - ⑪「K」欄には、35℃における内容物の体積（ cm^3 ）を小数第 1 位まで測定したものを「A」欄の数値で除した割合（%）を小数点第 1 位まで記入する。

- ⑫「L」欄には、液化ガスの充填質量(g)を小数第 1 位まで記入する。なお、ガスライター充填用 LP ガスのような内容物が全て LP ガスの場合には、当該 LP ガスが 15℃時における比重を測定し、小数第 3 位まで記入する。
- ⑬「M」欄には、容器を 48℃に保持したときに容器内のガスが漏れることの有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- (3)判定欄には、別紙 2 試験結果に判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。
- (4)検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。
- ①「試験実施年月日」欄には、当該試験成績書記入年月日を記入する。
- ②「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には当該検査員又は当該輸入者の事業者名および氏名を記入する。

試験結果の判定基準

(別紙 2)

1. 告示第 4 条第 1 号に係わるもの

試験項目	記号	判定基準	根拠法令
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力 0.8MPa 以下であること。	政令 2 条第 3 項第 8 号
容器の内容積	B	30 cm ³ 以下であること。	告示第 4 条 1 号
高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	無いこと。	告示第 4 条 1 号

2. 告示第 4 条第 2 号に係わるもの

試験項目	記号	判定基準	根拠法令		
高圧ガスの種類	A	液化フルオロオレフィン 1234yf のみ、 液化フルオロカーボン 134a のみ又は液 化フルオロカーボン 404A のみであるこ と。	告示第 4 条第 2 号本文		
容 器	内容積	B	1000 cm ³ 以下であること。	政令第 2 条第 3 項第 8 号	
	材料	C	鋼又は軽金属であること。	告示第 4 条第 2 号イ	
耐 圧 能 力	フルオロ レフィン 1234yf	1.8MPa 以上の圧力に よる容器の変形	D	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ハ
		2.2MPa 以上の圧力に よる容器の破裂	E	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ハ
	フルオロカ ーボン 134a	1.9MPa 以上の圧力に よる容器の変形	F	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ヘ
		2.3MPa 以上の圧力に よる容器の破裂	G	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ヘ
	フルオロカ ーボン 404A	3.4MPa 以上の圧力に よる容器の変形	H	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ト
		4.0MPa 以上の圧力に よる容器の破裂	I	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ト
容器内容積/充填質量	J	液化フルオロオレフィン 1234yf の場合 にあつては、112 cm ³ /100g 以上であ ること。 液化フルオロカーボン 134a の場合にあつては、101cm ³ /100g 以 上であること。液化フルオロカーボン 404A の場合にあつては、 124cm ³ /100g 以上であること。	告示第 4 条第 2 号ロ		

3. 告示第4条第3号に係わるもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令	
容器	内容積	A	1000 cm ³ 以下であること。	政令2条第3項第8号	
	材料	B	材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又は内容積100 cm ³ 以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面を被覆したものに限る。）に充填されたものであること。	告示第4条第3項八	
	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第4条第3項又	
35℃における蒸気圧又は容器内圧		D	ゲージ圧力0.8MPa以下であること。	告示第4条第3項本文	
耐圧能力	50℃における容器内圧	E			
	50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3MPaにおける容器の変形	F	無いこと。	告示第4条第3項二	
	50℃における容器内圧の1.8倍又は1.5MPaにおける容器の破裂	G	無いこと。	告示第4条第3項二	
高圧ガスの種類		H			
可燃性・毒性	毒性ガスの有無	I	無いこと。	告示第4条第3項本文	
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	LPガス又はDME又はフルオロカーボン152a以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）第14条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医療品若しくは医療部外品又は医薬品医療機器法第2条第3項に定める化粧品のうち、水が質量の40%以上でかつ、噴射剤が全質量の10%以下であつて、内容物をあわ状若しくはねり状に噴出するものについては、この限りでない。	告示第4条第3項イ	
充填量	エアゾール	K	35℃における内容物の体積/容器内容積	90%以下であること。	告示第4条第3項ロ
	エアゾール以外	L	液化ガスの充填質量（LPガスの場合温度15℃における比重）	A/L(LPガスの場合 A/1000L)が容器保安規則第22条表の下欄に掲げるの定数以上であること。	告示第4条第3項ロ
48℃における容器からのガス漏れ		M	無いこと。	告示第4条第3項ホ	

容器保安規則第二十二條による 液化ガスのC値（定数）

液化ガスの種類	定数
液化エチレン	3.50
液化エタン	2.80
液化プロパン	2.35
液化プロピレン	2.27
液化ブタン	2.05
液化ブチレン	2.00
液化シクロプロパン	1.87
液化アンモニア	1.86
液化ブタジエン	1.85
液化トリメチルアミン	1.67
液化ジメチルアミン	1.70
液化メチルエーテル	1.67
液化ジメチルエーテル	1.67
液化モノメチルアミン	1.67
液化塩化水素	1.67
液化シアン化水素	1.57
液化硫化水素	1.47
液化炭酸ガス	1.34
液化亜酸化窒素	1.34
液化酸化エチレン	1.30
液化フルオロカーボン 152a	1.27
液化クロルメチル	1.25
液化フルオロカーボン 32	1.24
塩化ビニル	1.22
液化フルオロカーボン 404A	1.15
液化四フッ化エチレン	1.11
液化フルオロオレフィン 1234yf	1.05
液化フルオロカーボン 500	1.00
液化フルオロカーボン 13	1.00
液化フルオロカーボン 22	0.98
液化フルオロオレフィン 1234ze	0.96
液化フルオロカーボン 134a	0.94
液化フルオロカーボン 502	0.93
液化六フッ化硫黄	0.91
液化フルオロカーボン 115	0.90
液化フルオロカーボン 12	0.86
酸化キセノン	0.81
液化塩素	0.80
液化臭化水素	0.80
液化亜硫酸ガス	0.80
液化フルオロカーボン 13B1	0.79
液化フルオロカーボン 114	0.76
液化フルオロカーボン C318	0.74
温度 15℃における比重（以下この表において「比重」という。）が 0.453 以上 0.462 以下の液化石油ガス	2.78
比重が 0.463 以上 0.472 以下の液化石油ガス	2.71
比重が 0.473 以上 0.480 以下の液化石油ガス	2.64

比重が 0.481 以上 0.488 以下の液化石油ガス	2.57
比重が 0.489 以上 0.495 以下の液化石油ガス	2.50
比重が 0.496 以上 0.503 以下の液化石油ガス	2.44
比重が 0.504 以上 0.510 以下の液化石油ガス	2.38
比重が 0.511 以上 0.519 以下の液化石油ガス	2.33
比重が 0.520 以上 0.527 以下の液化石油ガス	2.28
比重が 0.528 以上 0.536 以下の液化石油ガス	2.23
比重が 0.537 以上 0.544 以下の液化石油ガス	2.18
比重が 0.545 以上 0.552 以下の液化石油ガス	2.13
比重が 0.553 以上 0.560 以下の液化石油ガス	2.09
比重が 0.561 以上 0.568 以下の液化石油ガス	2.04
比重が 0.569 以上 0.576 以下の液化石油ガス	2.00
比重が 0.577 以上 0.584 以下の液化石油ガス	1.97
比重が 0.585 以上 0.592 以下の液化石油ガス	1.93
比重が 0.593 以上 0.600 以下の液化石油ガス	1.89
比重が 0.601 以上 0.608 以下の液化石油ガス	1.86
その他の液化ガス	1.05 を当該液化ガスの温度 48℃における比重を除いた数値

G=V/C

G=細大充填量(kg)

V=容器の内容積 (ℓ)

C=定数 (ガス毎 : C 値)

(別紙 3)

可燃性ガス及び毒性ガスの定義

1. 「可燃性ガス」とは、次のガスをいう。

アクリロニトリル	アクロレイン	アセチレン	アセトアルデヒド
アルシン	アンモニア	一酸化炭素	エタン
エチルアミン	エチルベンゼン	エチレン	塩化エチル
塩化ビニル	クロルメチル	酸化エチレン	酸化プロピレン
シアン化水素	シクロプロパン	ジシラン	ジボラン
ジメチルアミン	水素	セレン化水素	トリメチルアミン
二硫化炭素	ブタジエン	ブタン	ブチレン
プロパン	プロピレン	ブロムメチル	ベンゼン
ホスフィン	メタン	モノゲルマン	モノシラン
モノメチルアミン	メチルエーテル	硫化水素	

及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの。

イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が 10%以下のもの。

ロ 爆発限界の上限と下限の差が 20%以上のもの。

2. 「毒性ガス」とは、次のガスをいう。

アクリロニトリル	アクロレイン	亜硫酸ガス	アルシン
アンモニア	一酸化炭素	塩素	クロルメチル
クロロプレン	五フッ化ヒ素	五フッ化リン	酸化エチレン
三フッ化窒素	三フッ化ホウ素	三フッ化リン	シアン化水素
ジエチルアミン	ジシラン	四フッ化硫黄	四フッ化ケイ素
ジボラン	セレン化水素	トリメチルアミン	二硫化炭素
ふっ素	ブロルメチル	ベンゼン	ホスゲン
ホスフィン	モノゲルマン	モノシラン	モノメチルアミン
硫化水素			

及びその他のガスであって、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物。

(4) 単位の換算等

(1) 単位換算

【質量 (重量)】

kg (キログラム)	kg = 0.001 × g (グラム)
lb (ポンド (lbs))	kg = 0.45359 × lb
oz (オンス)	kg = 0.028349 × oz

【長さ】

m (メートル)	m = 100 × cm (センチメートル)
in (インチ)	m = 0.0254 × in
ft (フィート)	m = 0.3048 × ft

【体積】

m^3	$m^3 = 0.001 \times \ell$ (リットル) $\ell = 0.001 \times m \ell$ (ミリリットル) $m \ell = cm^3$ $m^3 = 0.000001 \times cm^3$
in^3	$m^3 = 16.387 \times 0.000001 \times in^3$ ($cm^3 = 16.387 \times in^3$)
ft^3	$m^3 = 0.028317 \times ft^3$ ($\ell = 28.317 \times ft^3$)

【圧力】

MPa (メガパスカル)	MPa = 0.098067 × kgf/cm ₂
bar (バール)	MPa = 0.1 × bar
psig	MPa = 0.006895 × psig
atm	MPa = 0.101325 × atm
psi	MPa = 0.006895 × psi - 0.101325

【温度】

°C (摂氏)	°C = 5/9 (°F - 32)
°F (華氏)	70°F ≙ 21°C

(2) 圧縮ガスの温度換算

$$\text{温度} 35^\circ\text{C} \text{の圧力 } P_{35} = (273 + 35) / (273 + t_1) \times (P_1 + 0.1013) - 0.1013$$

この式において、 P_{35} 、 t_1 及び P_1 は、次のとおり。

P_{35} : 温度 35°C の圧力 (MPa)

t_1 : 充てん時の温度

P_1 : $t_1^\circ\text{C}$ での充てん圧力

(3) 質量から計算する圧縮ガスの体積

$$\text{圧縮ガスの体積 } Q = W / \text{分子量} \times 22.4$$

この式において、 Q 、 W は、次のとおり。

Q : 標準状態における圧縮ガスの体積 (m^3)

m^3 : 圧縮ガスの質量 (kg)

代表的な物質の分子量

水素 (H_2) 2 ヘリウム (He) 4 窒素 (N_2) 28

酸素 (O_2) 32 空気 29 炭酸ガス (CO_2) 44

(4) 高圧ガスの数量と充てん圧力の関係

$$\text{高圧ガスの数量 (1 本分)} = V \times (10 \times P_0 + 1) \quad V : \text{容器の内容積 (} m^3 \text{)}$$

P_0 : 0°C の時の充てん圧力 (MPa)

附 則

(制定、施行)

第1条 この手引きは、平成25年3月16日に制定し、同日より施行する。

(改 廃)

第2条 この手引きの改廃は、理事会の議を経て、会長が決定する。

(運 用)

第3条 この手引きのほか、別に定める諸規程をもって運用する。

改訂の経緯

平成27年1月14日 改訂1 法令改正のため

平成29年2月1日 改訂2 法令改正のため

平成30年4月1日 改訂3 高圧ガス業務の政令指定都市への権限移譲による改訂

令和元年9月1日 改訂4 法令改正のため

令和5年3月22日 改訂5 法令改正のため

記入例及び様式集

(1) 輸入検査申請書等の記入例

輸入検査申請書（一般則第45 条関係（様式第27）） P. 42

輸入高圧ガス明細書（一般則第45 条関係（様式第27 の2）） P. 43

(2) 輸入検査申請書様式

一般則 様式第27 （第45 条関係） P. 44

液石則 様式第26 （第45 条関係） P. 45

冷凍則 様式第18 （第31 条関係） P. 46

(3) 輸入高圧ガス明細書様式

一般則 様式第27 の2 （第45 条関係） P. 47

液石則 様式第26 の2 （第45 条関係） P. 47

冷凍則 様式第18 の2 （第31 条関係） P. 48

(4) 指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式

一般則 様式第28 の3 （第45 条の2 関係） P. 49

液石則 様式第27 の3 （第45 条の2 関係） P. 50

冷凍則 様式第19 の3 （第31 条の2 関係） P. 51

輸入検査申請書の記入例

様式第27（一般則第45 条関係）

輸入検査申請書	一般	× 整理番号	
		× 検査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
名称	〇〇株式会社		
事務所（本社）所在地	静岡県静岡市清水区〇〇		
高圧ガスの種類及び数量	(1) 液化アルシン 24.0kg (3本) (2) 圧縮ネオン 230.0m3 (5本)		
陸揚地及び陸揚年月日	清水港 〇号バス（ 〇〇 コンテナターミナル(株) ） 静岡市中清水区〇〇ふ頭 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
貯蔵又は保管場所	清水港 〇号バス（ 〇〇 コンテナターミナル(株) ） 静岡市中清水区〇〇ふ頭		

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇 日

静岡県清水区〇〇町〇〇番地

〇〇 商事株式会社

代表者氏名 代表取締役 高圧 太郎

代理人氏名 川崎工場長 保安 次郎

指定輸入検査機関

一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会 殿

×検査職員確認印

--

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2. ×印の項は記載しないこと。

輸入高圧ガス明細書の記入例

様式第27 の2（一般則第45 条関係）

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
製 品 名	液化塩素	
使 用 目 的	半導体産業向け販売	
高圧ガスの圧力	(充てん圧力) 0.67 MPa (6.8 kg/cm ² 、96.7 psi)、25℃	
高圧ガスの成分	塩素, 99. 9% (混合ガスでは成分, 割合)	
高圧ガスの数量	(1 本当たりの数量) 50.0 kg×3 本 (合 計) 150.0 kg	
充てん事業所	名 称	〇〇ケミカル Co
	所在地	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ボストン
容 器 の 種 類	容器規格名	アメリカ DOT
	規格番号	DOT 3AA2400
	容器記号・番号	ABC-00100, ABC-00101, ABC-00110
	耐圧試験圧力	2.5 MPa (26 kg/cm ² 、369.8 psi)
	最高充てん圧力	1.5 MPa (15.6 kg/cm ² 、221.9 psi)
	内容積 (又は内容量)	40.0 ㍓
容器製造所	名 称	△△シリンダー Co.
	所在地	アメリカ合衆国 テキサス州 △△
連 絡 先	名 称	〇〇商事株式会社 静岡支店 静岡市葵区〇〇 (電話 054-XXX-XXXX)
	部署・氏名	ガス事業部 〇〇課
代行手続者	名 称	株式会社××商事 静岡市葵区〇〇 (電話 054-XXX-XXXX)
	部署・氏名	海外事業部 △△△課 高圧 一郎

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とする。

2. 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項についてはこの限りではない。

※ B/L、インボイス又はパッキングリスト（写し可）添付すること。

様式第27（一般則第45 条関係）

輸入検査申請書	一般	× 整理番号	
		× 検査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
名称			
事務所（本社）所在地			
高圧ガスの種類及び数量			
陸揚地及び陸揚年月日			
貯蔵又は保管場所			

令和 年 月 日

代表者氏名

代理者氏名

指定輸入検査機関

一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会 殿

×検査職員確認 印

--

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
2. ×印の項は記載しないこと。

様式第26（一般則第45 条関係）

輸入検査申請書	液石	× 整理番号	
		× 検査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称			
事 務 所（本社）所 在 地			
液化石油ガスの数量			
陸揚地及び陸揚年月日			
貯蔵又は保管場所			

令和 年 月 日

代表者氏名

代理者氏名

指定輸入検査機関

一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会 殿

×検査職員確認 印

--

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
2. ×印の項は記載しないこと。

様式第18（冷凍則第31 条関係）

輸入検査申請書	冷凍	× 整理番号	
		× 検査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
名称			
事務所（本社）所在地			
高圧ガスの種類及び数量			
陸揚地及び陸揚年月日			
貯蔵又は保管場所			

令和 年 月 日

代表者氏名

代理者氏名

指定輸入検査機関

一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会 殿

×検査職員確認 印

--

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
2. ×印の項は記載しないこと。

様式第27の2（一般則第45 条関係）

様式第26の2（液石則第45 条関係）

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
製 品 名		
使 用 目 的		
高圧ガスの圧力		
高圧ガスの成分		
高圧ガスの数量		
充てん事業所	名 称	
	所在地	
容 器 の 種 類	容器規格名	
	規格番号	
	容器記号・番号	
	耐圧試験圧力	
	最高充てん圧力	
	内容積（又は内容量）	
容器製造所	名 称	
	所在地	
連 絡 先	名 称	
	部署・氏名	
代行手続者	名 称	
	部署・氏名	

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とする。

2. 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項についてはこの限りではない。

様式第18 の2 (冷凍則第31 条関係)

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
高圧ガスの成分		
冷媒ガス封入者	名 称	
	所在地	
冷 凍 設 備 の 種 類	輸入を受けようとする設備 の品名及び製造番号	
	設計圧力	
	気密試験圧力	
	耐圧試験圧力	
	安全装置の種類及び性 能	
機器製造者	名 称	
	所在地	
連 絡 先	名 称	
	部署・氏名	
代行手続者	名 称	
	部署・氏名	

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とする。
2. 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記事事項についてはその内容を証明する書面を添付すること

様式第28 の3 (一般則第45 条の2 関係)

指定輸入検査機関 輸入検査受検届書	一 般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称			
事務所 (本社) 所在地			
検査を受けた高圧ガスの 種類及び数量			
検査を受けた貯蔵又は保管 場所			
陸揚地及び陸揚年月日	年 月 日		
輸入検査合格証の検査番号	年 月 日 一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会 静輸第 号		
検査を受けた年月日	年 月 日		

令和 年 月 日

代表者 氏 名

代理人 氏 名

静岡市長 殿

- 備考 1.この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
 2. ×印の項は記載しないこと。
 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第27 の3 (液石則第45 条の2 関係)

指定輸入検査機関 輸入検査受検届書	液石	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称			
事務所 (本社) 所在地			
検査を受けた液化石油ガス の数量			
検査を受けた貯蔵又は保管 場所			
陸揚地及び陸揚年月日	年 月 日		
輸入検査合格証の検査番号	年 月 日 一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会 静輸第 号		
検査を受けた年月日	年 月 日		

令和 年 月 日

代表者 氏 名

代理者 氏 名

静岡市長 殿

- 備考 1.この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
 2. ×印の項は記載しないこと。
 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第19 の3 (冷凍則第31 条の2 関係)

指定輸入検査機関 輸入検査受検届書	冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称			
事務所 (本社) 所在地			
検査を受けた高圧ガスの 種類及び数量			
検査を受けた貯蔵又は保管 場所			
陸揚地及び陸揚年月日	年 月 日		
輸入検査合格証の検査番 号	年 月 日 一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会 静輸第 号		
検査を受けた年月日	年 月 日		

令和 年 月 日

代表者 氏 名

代理者 氏 名

静岡市長 殿

- 備考 1.この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
 2. ×印の項は記載しないこと。
 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。